

佐渡市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
佐渡市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、教職員一人一人が児童生徒とじっくりと向き合い、心を通わせた教育活動を推進させるとともに、自分自身の力を発揮し、やりがいもてる職場環境を実現することを目的とし、佐渡市教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための、取組の一環として位置づける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

(2) 本市の現状

本市では、令和3年2月に「佐渡市立小学校・中学校教員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内と目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。(校務支援システムの導入(R5～)、休日における部活動地域展開への段階的取組(R5～)、スクール・サポート・スタッフの全校配置(R6)等)

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和4年度以降は以下のとおりであった。

【令和4～6年度の時間外在校等時間】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	月平均		35.6時間	32.5時間
	月45時間を上回る割合	30.8%	24.7%	26.4%
	月80時間を上回る割合	3.5%	1.8%	1.2%
中学校	月平均		37.2時間	34.5時間
	月45時間を上回る割合	46.7%	36.3%	30.5%
	月80時間を上回る割合	10.6%	6.4%	4.5%

時間外在校等時間の状況については、月の平均時間が年々減少してきているものの、令和6年度において、月平均45時間を上回る教育職員の割合が、小学校で26.4%、中学校で30.5%となっている。さらに、月平均80時間を上回る教育職員も一定数おり、早急に0%にする必要がある。

時間外在校時間が45時間を超える主な背景としては、生徒指導事案への対応(保護者への連絡や対応、家庭訪問等)、部活動指導(大会前の練習、大会への引率)、学校行事等の企画や準備、授業準備、調査・報告資料作成等である

佐渡市の実情として、小規模校が多いことにより、担任以外の分掌業務を多く受け持つことになることも、時間外勤務が増える要因である。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
小学校	73.6%	80%	87%	94%	100%
中学校	69.5%	77%	85%	93%	100%

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
小学校	32.5時間	31.8時間	31.2時間	30.6時間	30時間
中学校	34.5時間	33.0時間	32.0時間	31.0時間	30時間

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。【R 7 結果 12.4日】

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を前年度より下回るようにする。

【R 6 結果 8.0%】

ウ ストレスチェックにおける働きがいに関する質問項目への回答の値を前年度より上昇させる。【R 6 結果 3.67】

	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
年次有給休暇	12.4(R7)	13日	13.5日	14日	14日以上
高ストレス者割合	8.0%	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減
働きがい	3.67	前年比増	前年比増	前年比増	前年比増

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①学校運営協議会等を活用した業務の整理（「3分類」①関係）

教育委員会は、各学校・地域の実情を踏まえながら、保護者、地域住民及びスクールガードリーダー等と連携しながら、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。

②学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

教育委員会は令和9年度予算を目途に、公会計化を実施する。

③保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応（「3分類」⑤関係）

教育委員会は、学校では対応困難な過剰な苦情や要求等について、首長部局と連携した相談体制を検討するとともに、教育委員会等の行政機関の責任において対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

教育委員会は、学校に発出する調査・統計において、市独自の調査を極力減らす。また、学校への依頼文書等についても精査するとともに、市教委から保護者へメール送信するなど、事務負担に努める。

②部活動（「3分類」⑬関係）

教育委員会は、部活動の地域展開について、原則、休日の全ての中学校部活動の地域展開を推進するとともに、平日の部活動の地域展開についても、課題を洗い出し、段階的に移行を目指す。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

教育委員会は、授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に配置する。また、令和10年度に導入予定である県統一の校務支援システムの導入に際し、必要な機能を十分検討し、業務改善につながるようにする。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応における関係機関等の活用

教育委員会は、学校と連携し、支援が必要な状況に応じてスクールカウンセラーや子ども若者相談センター職員等が生徒指導に関する校内会議に参加する体制を整える。また、医療・福祉・警察等の専門的な知見を活用しつつ、適切な役割分担のもと支援を行う体制を構築し、教育職員の業務負担及び心理的負担の軽減につなげる。

(2) 学校における措置の推進

ア 教育課程及び年間指導計画の適正な編成

各学校においては、教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授

業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 行事・会議等の精選及び日課表の工夫

各学校においては、当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ 校務の効率化及びデジタル技術の活用

各学校においては、デジタル技術の活用により、アンケート調査や職員間における情報共有のデジタル化等の校務を効率化する。また、生成AI等の活用により、授業準備や各種文書作成等の効率化を図る。

エ 勤務時間外等の連絡対応の整備

教育委員会は、勤務時間外の留守番電話機能に加え、電話機の更新時等をとらえ、録音機能の計画的配置を進める。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 長時間勤務者への早期対応と業務の見直し

教育委員会は、時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員へは、保健管理医等の面接指導を行うなど必要な措置を行う。また、管理職と連携し、業務内容や業務配分の見直し等について必要な支援を行う。

イ 高ストレス者等への相談体制の整備

教育委員会は、すべての学校においてストレスチェックを実施し、高ストレス者に対し、保健管理医等の面接指導を行うなど必要な措置を行う。また、心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による保健指導・助言を受けるよう促す。

ウ 働きやすい職場環境の整備

教育委員会は、働きやすい環境の整備に向け、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 今後のフォローアップについて

(1) 在校等時間等の状況把握及び公表

教育委員会は、取組の着実な実行を図るため、校務支援システムにおいて所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、佐渡市教育委員会のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。

(2) 取組状況の確認及び支援

教育委員会は、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(3) 学校・管理職への支援及び研修の充実

教育委員会は、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、支援を行う。

(4) 保護者・地域等への理解促進

教育委員会は、保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について、市報等を通じて周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。